


多様な価値観を尊重し、
誰もが自分らしく暮らせる“はむら”を目指して



多様な性を理解するための ハンドブック

羽村市

性のあり方を決める 4つの柱

身体の性

戸籍上の性別

自認する性

自分の性をどう捉えているか

好きになる性

どの性別を好きになるか

表現する性

服装・しぐさ・言葉づかい

性的マイノリティ ってなに？

「身体の性」と「自認する性」が異なる人や、「好きになる性」が同性である人など、多数派とは違う性のあり方を持つ人々、全てを含んだ言葉です。

日本国内の性的マイノリティの割合は…

およそ5~10%とされています。
これは左利きの人々と同程度！



ソジ SOGIってなに？

全てのセクシュアリティを人権として考える際に使われる言葉です。

SO (Sexual Orientation) : 性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が、どの性別に向いているか

GI (Gender Identity) : 性自認

自分自身の性をどのように考えるか、認識するか

Gender Expression
(性表現) を加えて
SOGIE (ソジー) とする
場合もあります

LGBTQ+ってなに？

多様な性のあり方をあらわす言葉として、世界中で使われている言葉です。

Lesbian (レズビアン)

同性を好きになる女性

Gay (ゲイ)

同性を好きになる男性

Bisexual (バイセクシュアル)

同性も異性も好きになる人

性的指向

Transgender (トランスジェンダー)

生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人

Questioning (クエスチョニング)

または Queer (クィア)
自分の性がわからない、決めたくない人

性自認

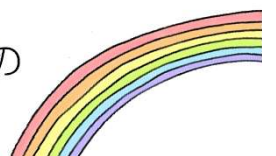
+ (プラス)

どれにも当てはまらない多様な性

性のあり方はさまざまな要素が複雑に絡み合っ形作られていることから、「性はグラデーション」とも言われます。



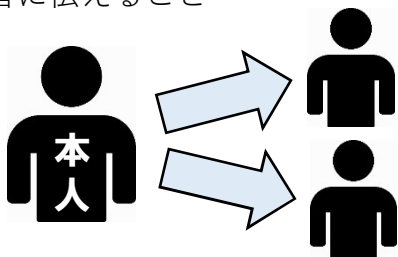
性的マイノリティに理解があることの国際的な象徴として使われる虹は、赤・オレンジ・黄・緑・青・紫の6色です。



カミングアウトとアウトティング

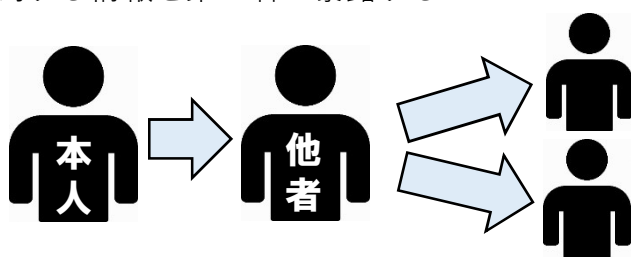
カミングアウト

当事者が、自分の性的指向について、他者に伝えること



アウトティング

本人の同意なく、その人の性的指向や性自認に関する情報を第三者に暴露すること



アウトティングは深刻な影響をもたらすものであり、**重大な人権侵害**だと認識する必要があります。

また、本人の意に沿わないカミングアウトの強要はやめましょう。

性的マイノリティの方の困りごと

日常生活で

- ・トイレや更衣室などの設備を利用することが、大きなストレスになる
- ・住居探しや病院での対応に不自由を感じる
- ・周囲から結婚するように言われる など

会社等で

- ・福利厚生の「配偶者」や「家族」に同性パートナー等が含まれないため、家賃手当や介護・育児休暇など、必要な制度を利用できない など

学校で

- ・男女別の制服に抵抗を感じる など



差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくありません。

アライ (Ally) になろう

「アライ」とは性的マイノリティに対する理解と支援する人を言います。

①知る・考える

- ・性のあり方が多様であることを、映画や本、講演などを通して知る

②変わる

- ・性別を限定する表現を使わない
- ・男女分けや決めつけをできるだけなくす

③伝える

- ・ニュースや話題を日常的に取り上げ、肯定的に伝える

アンコンシャス・バイアス

(無意識の思い込み)に
気づき、決めつけないことが
大切です!



多様な性への理解を示し、支援する人が増えることで、**だれもが自分らしく生きやすい社会**になっていきます。





東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書を 羽村市で活用できます！



東京都では、多様な性への理解を深め、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりのため、令和4年11月から「東京都パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

◆東京都パートナーシップ宣誓制度◆

パートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を発行）する制度です。

この制度により、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになります。

届出の方法や活用できるサービスは、東京都のホームページからご確認ください。



東京都総務局
人権部HP

東京都パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とは別のものとして構築された制度のため、法律上の効果は発生しません。

◆「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書」を活用して利用できる 羽村市の行政サービス◆

羽村市では、「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書」をお持ちの方が利用できる行政サービスの提供を開始しました。

利用できる行政サービスについては、市公式サイトからご確認ください。



羽村市
公式サイト

相談窓口

◆女性・SOGI悩みごと相談（羽村市）※要予約（相談の1か月前から受付）

相談日：第1・3・5水曜日 時間：午後1時30分～4時30分

場所：羽村市役所1階 市民相談室

TEL：042-555-1111（内線541）



◆Tokyo LGBT相談専門電話相談（東京都）

相談日：毎週火曜日・金曜日 時間：午後6時～10時

TEL：050-3647-1448



◆よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）

24時間対応

TEL：0120-279-338（フリーダイヤル）

※「4」を押すと、セクシュアルマイノリティ専門ラインにつながります。



問合せ 羽村市総務部総務課総務係

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1

TEL：042-555-1111（内線347・333） FAX：042-554-2921

メールアドレス：s103000@city.hamura.tokyo.jp

（令和5年4月発行）



羽村市
公式サイト